

労働保険料の1期(全期も)の納付期限は、7月10日(口座振替の場合は9月6日)です。毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。



「建設業許可の5つの要件の第一項目“経管者”を廃止する事も含めて見直す…」との記事が報じられました。(建設工業5/29) “経管者”は“専任技術者”と併せて許可の2本柱です。建設業は①一品毎の受注生産②契約金額が多額③目的物の引渡し後も長期間、瑕疵担保責任を業者が負う…という他の産業とは異なる業種であるため、経営の適正を確保する目的で設けられた許可の重要な基準とい

えます。ところが国交省は「若手後継者への事業承継の足かせになっている」として①5~7年の経営者経験をなくし社内体制の整備を要件化②外部から経営管理に関わる③経管者要件自体を廃止…とい

経管者要件 廃止の裏で **外部機関** を関与… 目的は?

った案を中建審と社整審の合同小委員会に提示したとい

ます。社会保険加入を許可要件にしようとする一方で経管者要件を緩和か廃止し外部機関を関与させる方策は、30年前に発足させた有料の経営状況分析機関の二の舞を感じさせます。



「①工期に間に合わないのので別の下請けに応援して貰った②その分の工事金を差し引く…と元請業者は代金を全額払おうとしない①の責任は元請けにあり②の工事金は不当に高い…どうすればいいの?」

契約上の慣行等で解決が困難な上に住宅の雨漏り

補修・事業資金の確保等早期解決が必要。①斡旋②調停③仲裁により裁判に比べて安い費用で準司法的機関の審査会(中央と都道府県)

工事契約の 紛争解決は **安くて早い** 紛争審査会を活用

が解決に当たる…」と解説しています。費用は紛争額500

ありました。弁護士に頼んで裁判する方法もありますが費用対効果の問題が…。こうした時にまず活用を考えたい公的機関が建設業法に基づく“建設工事紛争審査会”です。国交省のHPでは「請負契約に関する紛争は技術的事項・

万円の場合①2.8万~②6.6万~③14万~です。大分県の窓口は土木建築企画課。こうした裁判外紛争処理(ADR)機関も知っておくと役に立ちます。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミティングを行います。ご協力をお願いします。
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379